

# 陸上貨物運送事業の死亡災害増加！

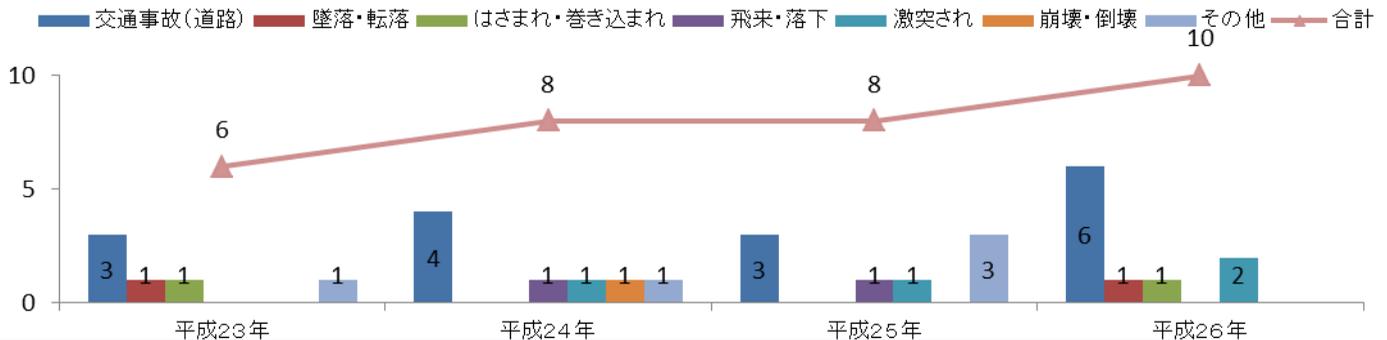
## 【陸上貨物運送事業の交通事故、フォークリフト災害を防止しよう】

平成26年の大阪府内の労働災害による死亡者数は53人で、前年より15人減少しましたが、陸上貨物運送事業は10人で、前年より2人増加しました。

死亡災害の内訳は、「交通事故」が6人と最も多く、次いで「激突され」が2人、「墜落、転落」及び「はさまれ、巻き込まれ」がそれぞれ1人でした。

また、昨年はフォークリフトに関連する死亡災害が3人でした。

### 経年別死亡災害発生状況



## 平成26年陸上貨物運送事業の労働死亡災害事例

番号	発生月	性別	年齢	職種	経験	事故の型	起因物	発生状況
1	2月	男	50代	運転者	6年	墜落、転落	トラック	トラックの荷台に積んでいた荷(約470kg)を2つまとめて地面に仮置きしようとして、荷受業者の者がフォークリフトを操作し、荷を運送してきた被災者がトラックの荷台に乗ってフォークリフトの爪に荷がかかっているかを確認中数cmあげたところ荷が被災者に向かって動き出し、荷とともに被災者が高さ約1.5m下の地面に墜落した。
2	3月	男	60代	運転者	3年	交通事故(道路)	乗用車、バス、バイク	夜間出社時の点呼実施後、乗務する車両の保管場所へ原動機付き自転車で移動中、交差点でトラックと出会い頭に衝突した。
3	4月	男	20代	運転者	1年	交通事故(道路)	トラック	府道をトラックで走行中、交差点で停止中の大型車両に追突した。
4	6月	男	50代	運転者	24年	交通事故(道路)	トラック	高速道路において、リフレッシュ工事のため減速しているトラックに追突した。
5	8月	男	30代	運転者	8年	交通事故(道路)	トラック	国道を走行中、片側交互通行地点において、交互通行用仮設信号機に衝突した。
6	9月	男	70代	作業員・技能者	29年	激突され	フォークリフト	フォークリフトで荷下ろし作業中同リフトを後進させた時、後部に接近してきた被災者と接触した。
7	10月	男	60代	運転者	10年	交通事故(道路)	トラック	高速道路を走行中、後ろから走行してきたトラックに追突された。
8	10月	男	40代	運転者	2年	交通事故(道路)	トラック	国道を走行中、被災者運転のトラックが中央分離帯を越えて対向車線にはみ出し、対向車線を走行していた大型トラックと衝突した。
9	11月	男	40代	管理者	11年	はさまれ、巻き込まれ	フォークリフト	トラックターミナルのホーム上において、作業員が荷の積み込みをフォークリフトで行っていたところ、トラックの荷台内でバックレストから爪が外れ被災者が爪を取り付ける作業を手伝っていた。その時フォークリフトが移動し、ホームと荷台の隙間に前輪が落ち込んだため、運転者がアクセルを踏み込んでしまい、被災者がバックレストと荷台の内壁に頭部を挟まれた。
10	12月	男	30代	運転者	11年	激突され	荷姿の物	被災者は、トレーラーで運搬した上ロール9本を搬入していた。荷台に上がり、縦4列に積んだロール紙を荷締めするために左右のあおりの内側に止めたラッシングベルトの左側だけを外した。その後第1列に積んだロール紙の左側の1本が荷台から地上に転がったので、2本目を手で支えようとした際支えきれずにロール紙の下敷きになった。

## 交通事故防止のポイント

### (1) 交通労働災害防止のための管理体制の確立

- ① 安全管理者、運行管理者、安全運転管理者などの交通労働災害防止に関係する管理者を選任し、その管理者の役割、責任及び権限を定め、また、管理者に対して必要な教育を実施する。
- ② 安全衛生方針及び目標を設定し、労働時間の管理、教育を含む安全衛生計画を作成する。その後作成した計画を実行して、その結果に基づいて評価、改善する。

### (2) 適正な労働時間等の管理、走行管理の実行

- ① 疲労による交通労働災害を防止するため、改善基準告示等を守り、適正な走行計画によって、運転者に十分な睡眠時間に配慮した労働時間及び走行を管理する。
- ② 走行の開始・終了の地点、日時、運転者の拘束時間、荷役作業に要する時間、運転時間と休憩時間、走行時に注意を要する箇所の位置等及びを記載した走行計画を作成し、運転者に適切な指示を行う。

### (3) 睡眠状況、疲労及び飲酒などを乗務前に点呼の実施

点呼時に睡眠等を確認し、睡眠不足などが認められた場合には、運転を見合わせるなど適切な措置を行う。

### (4) 運転者などに安全運転のための教育の実施

- ① 交通法規、改善基準告示等の遵守、睡眠時間確保の必要性、飲酒による運転への影響、睡眠時無呼吸症候群(SAS)の治療、体調の維持等に関する事項、デジタルタコグラフ、ドライブレコーダーの記録等から判明した安全走行に必要とされる事項、交通安全情報マップ及び関係法令等について教育を行う。
- ② 交通危険予知訓練(KYT)

イラストシートなどを用いて潜在的危険性を予知させ、防止対策を立てさせる交通危険予知訓練(KYT)を行う。

### (5) 健康診断等の実施

視力やSAS等の項目に入れた定期健康診断の実施、また長時間労働者には医師による面接、相談を受けさせる。

## フォークリフトによる荷役作業の安全ポイント

フォークリフト作業においては、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、激突、あるいは激突され災害と様々な型の労働災害が発生しています。また、運転者のみならず、周囲の荷役作業者にも被害が及ぶことから、次に掲げる管理面の対策及びフォークリフトを使用する際の対策を講じるようにします。

### (1) 作業を行う前の管理面の対策

- ① 作業計画の作成及び周知  
当該作業に係る場所の広さ、地形、荷の種類等に適用する作業計画を定め、その作業計画により作業を行わせること。
- ② 作業指揮者の選任  
フォークリフトを用いて作業を行うときは、作業指揮者を定め、作業計画に基づき荷役作業の指揮を行わせること。なお、作業指揮者には、厚生労働省の定めるところにより「車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育」を実施すること。
- ③ 就業制限等  
最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転は、運転技能講習を修了した者等有資格者に行わせること（1トン未満であっても、事業者は運転者に特別教育を実施しなければならない。）。
- ④ 点検・定期自主検査の実施  
作業開始前点検、定期点検(月次)、特定自主検査(年次)を実施すること。

### (2) 実際の作業を行う上で不安全状態及び不安全行動を防止する対策

- ① 接触の防止  
フォークリフトや荷と接触する危険のある箇所への立入禁止を徹底するため、運行経路と歩道の分離、立入禁止区域の設定、標識の設置などの措置を講ずること。
- ② 用途外使用の禁止  
フォークリフトを荷のつり上げ、労働者の昇降等主たる用途以外の用途に使用しないこと。
- ③ 作業者の服装等  
フォークリフトの運転の際には、作業衣の袖等がレバーに引っかかり不意の動作による災害の発生を防止するため、袖口の締まった服を着用するとともに、運転席から身を乗り出す等の行動をしないこと。